

国土交通省トラック荷主特別対策室主催
物流課題解決に向けたオンライン説明会
【第22回】開催

開催日時：令和7年5月23日(金) 10:00,15:00（同日2回開催）

事前アンケートを実施しています👉

【主な質問】（荷主に対して）トラックドライバーに要請している作業内容、依頼する理由
（トラック事業者に対して）今収受している運賃は標準的運賃の何割？
※参加される前にアンケートに是非ご協力ください！



直接参加用
二次元バーコード

(ご提供している情報 (一部))

- ・改正物効法(努力義務に関する判断基準)、改正トラック法(契約文書化等)に関する最新情報
 - ・各省報道発表資料の中から物流に関する情報をまとめてご紹介。
 - ・各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有・取組事例ご紹介。など
- 運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！**

(今月のNEWS)改正トラック法（利用運送健全化措置）について

貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用するときに、当該他の貨物自動車運送事業者の健全な運営を確保するための措置（**健全化措置**）を講ずるよう努めることとされています。

【適用される利用運送のパターン】

- ① 一般貨物自動車運送事業者が他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
② 特定貨物自動車運送事業者が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
③ 第一種貨物利用運送事業者（下請構造の中にある場合に限り）、一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合

健全化措置のイメージ

	措置の内容	イメージ
①	利用する運送に要する費用の概算額を把握した上で、当該概算額を勘案して利用の申込みをすること。	元請 → 下請 → 元請 → 下請 概算額をヒアリング 概算額を勘案し申込み
②	荷主が提示する運賃・料金が①の概算額を下回る場合、当該荷主に対し、運賃・料金について交渉をしたい旨を申し出ること。	荷主 → 元請 → 下請 → 元請 → 荷主 「荷主が提示する運賃・料金 < ①の概算額」の場合 運賃・料金を交渉
③	委託先の一般貨物自動車運送事業者が更に他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合に関し、例えば「二以上の段階にわたる委託（再々委託）の制限」等の条件を付すこと。	A社 → B社 → C社 → D社 条件を付す 1段階目の委託（再委託） 2段階目の委託（再々委託） = 「委託先の一般貨物自動車運送事業者」

「いつも荷待ちをさせられる
「こんな作業までさせられている。」
「運賃交渉に応じない。」

などの荷主等に関するお困りごとは、是非**目安箱**に投稿してください。👉

目安箱
投稿用
二次元
バーコード